

■「積算方法等に関する試行について」に係るQ&A

●基本的な考え方は、以下のマニュアルに基づきます。

【Ⅱ 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更】運用マニュアル(平成26年4月)

【Ⅲ 労働者確保に要する間接費の設計変更】運用マニュアル(令和7年1月)

(1) 全般

| 項番 | 項目 | 質問事項 | 回答 |
|----|----|--------------------------|--|
| 1 | 全般 | 事前協議書は必要か | ・「労働者」確保に関しては、事前協議の必要はありません。 ・「建設資材」調達に関しては、特記仕様書に基づき事前協議の必要があります。事前協議書の提出がない場合には、設計変更の対象にはなりません。 |
| 2 | 全般 | 各種証明書類(領収書等)には、原本を提出するのか | 提出する各種証明書類は、コピーで構いません。 なお、提出時に原本を提示してください。また、借上者の確認のため、契約書等の原本も提示(コピーは不要)してください。 |

(2) 建設資材調達

| 項番 | 項目 | 質問事項 | 回答 |
|----|----|----------------|--|
| 1 | 対象 | どのような資材が対象となるか | 発注された建設工事の特記仕様書に、「遠隔地からの建設資材調達に係る試行工事」の対象とした工事において、同特記仕様書に明示された建設資材のみが、設計変更(実績変更)の対象となります。 |
| 2 | 対象 | 機材は対象となるか | 機材は、設計変更(実績変更)の対象にはなりません。 |

(3) 労働者確保

| 項番 | 項目 | 質問事項 | 回答 |
|----|----|---------------------------------|---|
| 1 | 対象 | 対象工事はどのような工事か | 発注された建設工事の特記仕様書に、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」の対象であると明示された工事が対象となります。 |
| 2 | 対象 | 地域外とあるが、どういった地域からの労働者確保が対象となるのか | 「労働者確保に関する積算方法の試行工事」では、積算基準により率計上で積算した金額(共通仮設費率、現場管理費率により算出)を、工事の実施が困難な場合に支出実績を踏まえて、実績により設計変更するものです。 したがって、「労働者(※1)」は、地域内、地域外(県外含む)や距離に関係なく、設計変更(実績変更)の対象となります。 (ただし、「社員等従業員(※2)」は対象外となります) (※1)労働者とは、 ・直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者(普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導員) (※2)社員等従業員とは、 ・元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者(現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員等) ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者(夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員等) |

| 項番 | 項目 | 質問事項 | 回答 |
|----|----------|---|--|
| 3 | 対象 | 現場管理を行う技術員とは | 施工計画書の現場組織表に記載のある技術関係者となります。 なお、技術関係者が直接、肉体的もしくは技能的労働に伴う場合には、設計変更(実績変更)の対象となります。 |
| 4 | 対象 | 元請の「労働者」は対象となるか また、現場代理人や監理(主任)技術者も対象となるか | 設計変更(実績変更)の対象となります。 「労働者」は対象となりますが、現場代理人や監理(主任)技術者は、「社員等従業員」となり、対象にはなりません。(考え方は、(3)－2のとおり) |
| 5 | 対象 | 下請の「労働者」は対象となるか | 設計変更(実績変更)の対象となります。 1次下請以下の「労働者」も含まれます。 |
| 6 | 対象 | 復旧・復興JVにおいて、構成員が地域外の場合、地域外の構成員が行う「労働者」の確保は対象となるか | 地域外の構成員が確保する「労働者」は対象となります。 地域外の構成員の下請けが確保する「労働者」も対象となります。 ただし、地域外の構成員の「社員等従業員」は、対象にはなりません。 |
| 7 | 対象 | 交通誘導員は対象となるか | 対象となります。 (考え方は、(3)－2のとおり) 「宿泊費」、「送迎費」が伴う場合は、共通仮設費の営繕費に計上します。 |
| 8 | 対象 | 労働者が対象工事に従事していたことの確認方法は (宿泊費の人数等の確認方法は) | 受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等、対象工事に従事していることが分かる資料)により確認します。 証明書等で対象工事に従事したことが確認できない場合には、設計変更(実績変更)の対象にはなりません。 |
| 9 | 対象 | 対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、どの工事に計上するのか | 基本的には、宿泊に係る手当を支払った会社の工事に計上することになります。 また、同一の受注者で工事が複数ある場合については、当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証明できる資料(全領収書、工事別、労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等)により確認することになります。 |
| 10 | 宿舎等(対象外) | 仮設宿舎建設費や一軒家の購入費用は、設計変更(実績変更)の対象となるか | 設計変更(実績変更)の対象にはなりません。 なお、対象は、マニュアルにあるとおり 【設計変更の対象費】 ・営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 |
| 11 | 宿舎等(対象外) | 作業員宿舎をリースした場合、リース料は対象となるか その場合の現場までの運搬費についても対象となるか | 作業員宿舎に係る費用は、営繕費の建物費に含まれているため、リース料、運搬費も設計変更(実績変更)の対象にはなりません。 |
| 12 | 宿舎等(対象外) | 下請業者が建設した仮設宿舎(組立式プレハブ)を長期にわたり借り上げしている場合、借上費の対象か | 労働者宿舎に係る費用は、営繕費の建物費に含まれているため、この場合の借上費は対象にはなりません。 |
| 13 | 借上費 | 借上費の対象となる費用は | 基本的には、労働者宿舎等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舎等を建築する代わりにアパート、マンション、貸しビル、民家等を長期借上げする場合に要する費用になります。 ただし、「労働者」以外が生活し発生した費用は対象にはなりません。 |
| 14 | 借上費 | 借上費には、アパート等の仲介料、敷金、礼金、保険料は対象になるか | 対象となります。 ただし、敷金については退去時に返金された場合には、最終的に支払った実績額を対象とします。 |

| 項番 | 項目 | 質問事項 | 回答 |
|----|--------------|---|---|
| 15 | 借上費 | 借上費には、借り上げたアパート等で使用する電化製品等のリース及び買い取り費用やレンタル費用は対象となるか | 「労働者」が生活するために、一般的に必要な備品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具、ガスコンロ、寝具)であれば、実績変更の対象となります。借上費に計上してください。 ただし、過度な備品や遊興目的品等は対象外となります。 |
| 16 | 宿泊費 | 借上費には、借り上げたアパート等にて発生する水道光熱費(電気、ガス、水道、灯油代)は対象となるか | 「労働者」が生活するにあたり発生するものであるため、実績変更の対象となります。宿泊費に計上してください。 ただし、「労働者」以外が生活し、発生した水道光熱費は対象なりません。 |
| 17 | 宿泊費 | ホテルの部屋を月単位で借りる場合、対象となるか また、上限値はあるか | 月単位等でホテルと契約した場合、(全体の金額)÷(宿泊した日数)が 宿泊費(1泊あたり)の上限額以内で対象 となります。 旅館やホテルに宿泊する場合など、宿泊費として計上してください。 宿泊費(1泊あたり)は10,000円を上限値とします。 |
| 18 | 宿泊費 | 旅館、ホテル等の宿泊施設に朝食・夕食付きで宿泊した場合、食事代は対象となるか | 通常の食事代は賃金で賄うものとなるため、対象外となります。宿泊費と食事分を分けた領収書の発行を宿泊施設にお願いしてください。 |
| 19 | 借上費 宿泊費 | 借上費と宿泊費は併用できるか | 長期間に労働者を確保する場合は、貸しビル、マンション、民家等を借り上げて、労働者を住ませ、短期的に労働者を確保する場合は、旅館、ホテル等に労働者を宿泊させるなど、働き方の実態に合わせて併用することは可能です。 |
| 20 | 労働者送迎費 | ・労働者送迎費の確認方法は ・リース車両とした場合の確認方法は | 日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報(集計表)と領収書等で確認します。 また、リース車両についても領収書で確認します。 |
| 21 | 労働者送迎費 | 労働者送迎費には、高速料金も対象となるか | 高速道路等の有料区間の利用については、客観的に妥当性が認められる場合には対象となります。 受発注者協議により決定します。 |
| 22 | 労働者送迎費 | 会社から現場までマイクロバスで現場に行く際に、マイクロバスに同乗している労働者に対して通勤手当を支払っている。対象となるか | 労働者送迎費のみが対象となります したがって、通勤手当を別途支給している場合は、二重払いになるので、対象にはなりません。 |
| 23 | 労働者送迎費 | 労働者送迎のための車両をリースした場合、その車両の駐車場代は対象となるか | 労働者送迎のための必要経費として見なすことが可能ですので、設計変更(実績変更)の対象となります。 |
| 24 | 募集及び解散に要する費用 | ・帰省旅費は対象となるか ・毎週末、自宅に帰省する労働者に対し、元請が実費用に応じて支給した手当は対象となるか | 労働者の住居から会社又は現場までの交通機関等の実費用(公共交通機関利用の場合は領収書・自家用車による場合は燃料代等)について、実際に支払った費用が確認できれば対象となります。 |
| 25 | 募集及び解散に要する費用 | 帰省旅費の請求できる頻度はあるのか | 現時点では、頻度の規定をしていないので、頻度にかかわらず受注者が帰省費用を支払っているのであれば対象となります。社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては、受発注者協議により決定することとなります。 |
| 26 | 募集及び解散に要する費用 | ・赴任手当、帰省旅費の確認方法は ・また、解散し次の現場に行く旅費も対象となるか | 「労働者」の赴任手当、帰省旅費、帰省手当については、旅行先(発着地)の分かる領収書での確認となります。 解散後の旅費については、受注者が手当もしくは旅費として支払っているのであれば、対象となります。 |
| 27 | 募集及び解散に要する費用 | マイクロバスなど送迎に使用している車両を使って帰省する場合、募集解散費(帰省旅費)として対象となるか | 実費に要する費用(車両損料、燃料費)として、運転日報等を確認のうえ、募集解散費を計上することができます。 マイクロバス等で帰省した場合は、運転手賃金、車両損料、燃料等で算出したもので確認を行います。 |